

## 第93回 全国大学獣医学関係代表者協議会記録(案)

日 時 平成22年9月15日(水) 13:00~15:20

場 所 「とちプラザ」講習室402

出席者(会長) 吉川泰弘  
 (北海道大学) 伊藤茂男、昆 泰寛、稲葉 睦  
 (帯広畜産大学) 牧野壮一、北村延夫、倉園久夫、嶋田照雄  
 (岩手大学) 橋爪一善、山本欣郎  
 (東京大学) 西原真杉、佐々木 伸雄、尾崎 博、中山裕之  
 (東京農工大学) 田谷一善、白井淳資  
 (岐阜大学) 北川 均、石黒直隆  
 (鳥取大学) 澁谷 泉、日笠喜朗、村瀬敏之  
 (山口大学) 佐藤 宏、佐藤晃一  
 (宮崎大学) 三澤尚明、浅沼武敏  
 (鹿児島大学) 三角一浩、宮本 篤  
 (大阪府立大学) 笹井和美、久保喜平  
 (酪農学園大学) 林 正信、竹花一成、泉澤康晴、田村 豊、横田 博、菊池直哉、山下和人  
 (北里大学) 伊藤伸彦、高井伸二、原 幸男、渡辺清隆  
 (麻布大学) 政岡俊夫、浅利昌男、有嶋和義、土屋 亮  
 (日本大学) 酒井健夫、月瀬 東、田中茂男、佐藤常男、鎌田 寛  
 (日本獣医生命科学大学) 池本卯典、清水一政、今井壮一、新井敏郎、左向敏紀、池浦隆藏  
 (特別出席) 文部科学省 高等教育局専門教育課 枝 慶  
 (陪 席) 帯広畜産大学 中野昌明(参事役)、野並雅章(企画課長)  
 (事務局) 日本獣医生命科学大学 古山泰二、中原 優

以上 61名

開会に先立ち、配布資料の確認が行なわれ、本日の議事日程の確認を行い議事に入った。

## 議 事

## I. 確認事項

1. 第91回全国大学獣医学関係代表者協議会記録(案)及び平成21年度各大学代表者一覧の確認について

吉川会長から、第92回全国大学獣医学関係代表者協議会記録(平成22年3月30日開催)の確認が行われ承認された。あわせて平成22年度各大学代表者一覧に基づき連絡先等の確認がなされた。

## II. 報告事項

1. 国公立大学獣医学協議会報告(北海道大学 伊藤会長)
  - (1) 各大学の現状報告
  - (2) 協議事項

①大学間連携について

鳥取大学、岐阜大学、京都産業大学が平成21年度大学連携支援事業に採択され、その内容について説明があった。鳥取大学と岐阜大学の間に遠隔授業システムを導入し相互の模擬講義等を開始している。次年度には京都産業大学にも同様のシステムを導入し運用する予定である旨報告があった。また、運用に際しての問題点等についても併せて報告があった。

②共同教育課程について

北海道大学と帯広畜産大学の共同獣医学課程の準備状況について説明があった。

③参加型臨床実習について

山口大学の田浦教授が作成した試案（たたき台）を基に検討した。農水省からは国公立の協議会において説明を受け、農水省の考え方と大学が自主的に判断すべき事項を明確に示していただき意見交換をした旨報告があった。

④共用試験について

共用試験に向けた準備委員会を立ち上げ検討していくこととした旨報告があった。

⑤コアカリキュラムについて

獣医学コアカリキュラムが完成し、その内容についてはホームページに公開されている。その案に対するパブリックコメントを受け、二次案を作成し提示する予定である旨報告があった。

⑥e-ラーニングシステムについて

平成21年度特別教育研究経費として導入し、北海道大学、帯広畜産大学、東京大学、山口大学、宮崎大学にe-ラーニングシステムのサーバーを設置した。また、鳥取大学と岐阜大学が導入した同様のテレビ会議システムを東京大学、北海道大学、帯広畜産大学にも導入した。今年度は、鹿児島大学、岐阜大学、鳥取大学、東京農工大学、岩手大学にe-ラーニングシステムのサーバーを導入する予定である旨報告があった。

2. 私立獣医科大学協会協議会報告（日本大学 酒井会長）

協議会に先立って農林水産省消費・安全局畜産安全管理課の新川課長補佐による「獣医学教育における学生の臨床実習の条件整備」に関する説明が行なわれ、引き続き質疑応答がなされた。

(1) 協議事項

①診療参加型の臨床実習の在り方について、次のとおり報告があった。

・獣医師法第17条の取り扱いについて

農水省の第17条の取り扱いについては評価できるが、違法性がないことは容認出来るとの解釈には異議がある。

・卒後研修について

第17条がクローズアップされているが、第16条第2項の卒後研修について触れていないのは獣医師の質保証に関わる問題であり、今後検討する必要がある。

・設置基準について

診療参加型実習を推進する場合、施設の面積、設備、教員数等の設置基準について検討する必要がある。

・学生の実習範囲について

学生実習でどこまで参加させるのかという中で、一部の学生か全員かという問題があるが、獣医師資格を取得するための実習であれば全員参加で対応することとしたい。また、ガイドラインを設けるべきかについては、すでに農水省の水準1・2・3が示されているので、取り扱いは各大学の状況を踏まえて対応することとしたい。

ガイドラインについては、統一基準を本協会で作成したいが、とりあえず各大学の状況をふまえて各大学独自の規定で対応することとしたい。

②獣医学教育モデル・コア・カリキュラムについて

モデル・コア・カリキュラムを取り扱う背景について検討しなければならない。また、コア・カリキュラムを用いて全国協議会で評価を行う外部評価は、平成19年にフレームは出来ているが、これまで進展がない。外部評価を実施することで各大学の教育内容が明確になるのではないか。

一方、モデル・コア・カリキュラムを各大学がどの程度採用するかについては、7割で、3割は各大学の特色ある教育、地域性を反映した教育を実践するので、モデル・コア・カリキュラムは7割保証すればよいとの意見があった。

#### ③共用試験について

獣医学共用試験調査委員会からの中間答申が北里大学の高井幹事より説明された。本試験については作業工程の明確化など段階的に対応する必要があり、また獣医療水準、卒後研修の明確化、経費の負担など検討事項が多く、今後関係者による組織的検討と統一的取り組みが必要であることが確認された。

#### ④大阪府立大学の定員増について

獣医学教育の質保証を最優先課題とする段階であるので、現時点での入学定員の増加に対し本協会は反対であることを確認した。

#### ⑤文部科学省の新規申請の取り扱いについて

16次再々検討要請に対する回答については評価する。現在、優先して取りまなければならないことは、獣医学教育の国際基準への改善であり、新規の申請については反対であることを確認した。

### III. 「参加型臨床実習」の取り組みに当たって

社団法人日本獣医師会大森氏より、「獣医学臨床教育改善に向けての「参加型臨床実習」の取り組みに当たって」に基づき、関係者懇談会の概要について説明があった。

### IV. 協議事項

#### 1. 獣医学教育の改善について

大学によって臨床のローテーションのスタンスは違うが、全国统一した基準を作成し、その中で診療行為を行なうのがよいことは明白である。各大学でガイドラインを作成し、自分たちが安全を担保できるものは何か、診療行為の内容は何かを考える必要がある。共用試験は負担が多いので、それ以外の形で質の担保・教育内容の担保が出来ないかを論議していただきたい。

参加型実習のガイドラインをどのように作成していくか、コア・カリキュラムの範囲の中で作成すべきではないか。農水省から報告書の形で水準が示されると共に、講義科目のコア・カリキュラムの第一次案が出され、実習のコア・カリキュラムを作成する動きがあり、報告書とリンクする形式及び範囲の中で作成すべきではないか。コア・カリキュラムは23科目、ローテーションに該当する8単位が参加型実習に該当すると考えられる。

平成22年度から各大学で出来ることはやって行き、その後全国的な統一したものを作成すればよいのではないか。

各大学は第一段階の臨床実習において様々な取り組みをしているので、第二・第三段階としてコア・カリキュラムを取り込んだ対応をするのが現実的ではないか。

参加型実習で何をするのか、何が出来るのかを明確にするために各大学で検討する必要がある。

各大学の作成したガイドラインの相互評価をすれば教育の質の担保が図れるのではないか。

コア・カリキュラムと共用試験は区別して、共用試験を早め実施すれば、各大学の学生の相互評価につながるのではないか、等の意見があった。

農水省の通達により各大学が取り組むべきガイドラインを作成し、次回以降にすり合わせるためにデータを出し合い議論を進めていくこととした。コア・カリキュラム検討委員会で参加型臨床実

習を見据えたコア・カリキュラムを検討してもらうこととした。

2. 大学の入学定員について

大阪府立大学より、平成 24 年の春に大学の再編が予定されているが、学生定員の問題があり明確になっていないのが現状と、53 名の教員数を増やせる方策はないか検討中である旨報告があった。

文部科学省より、文部科学省告示により、獣医師、歯科医師の新たな設置等に関しては対象としていない。抑制的な取り組みをしているのは、僻地の獣医師の需給を考慮しているためである。特区申請の場合は、個別ではなく全国的な観点の中で判断する。特区申請は地域の固有の課題解決のために適用するものであり、獣医大学の新設は馴染まないで断っている旨説明があった。

時限付の定員増の申請について、公務員獣医師の養成が経済特区に入っているが、理論武装する必要がある旨意見があった。

3. 獣医師法第 16 条第 2 項と第 17 条について

農水省より、第 17 条について基本的な考え方に反映するかは農水省として判断する。第 16 条第 2 項について、卒後臨床研修については法改正が必要となるため、早急にできる約束は出来ないがワーキンググループの報告書の中に卒後研修との一体化について記述するかはワーキンググループの委員と相談の上検討していきたい旨説明があった。

4. 獣医師会として、定員の増加、獣医科大学の新設について条件が出されていない場合は、反対の立場を取ることが確認された。

次回開催は、平成 23 年 3 月 29 日(火) 午後 1 時より東京大学である旨、確認された。

以 上